

第5回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年11月29日(水) 午後1時30分から午後2時40分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人
会長 7番 中井 悟
会長職務代理 13番 西元 道啓
委員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝
3番 安田 伸二 5番 向山 博
6番 坂野 幸夫 8番 山田 清隆
9番 岩間 勇市 10番 杉本 峯一
11番 吉田 靖志 12番 椿 新二
14番 高山 重人 15番 親谷 隆
16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 農地法第18条第6項の規定による通知について
第5 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 農地法第5条の規定による許可申請について
第7 農地法第6条第1項の規定による報告について
第8 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について
第9 道営土地改良事業目名地区換地委員会による換地委員の
推薦承認について
第10 農地法第30条に基づく利用状況調査結果について
第11 平成29年度後志地方農業委員会連合会視察研修について
第12 平成29年度農地専門委員会道外視察研修について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 谷口 敦哉
農地係長 上仙 知巳

7 会議の概要

- 議長 ただいまの出席委員は、15名です。定足数に達しておりますので、これから第5回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
それでは、日程にしたがって進めて参ります。
日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 それでは、9番岩間委員と10番杉本委員を指名いたします。
日程第2、会期の決定についてを議題とします。
本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決しました。
日程第3、諸般の報告についてを議題とします。
第4回の総会以降の諸般について、報告いたします。
・蘭越町収穫感謝祭
・地方連新任農業委員等研修会及び地区別農業委員研修会
・米-1グランプリ in らんこし
以上で諸般の報告を終わります。
日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。
初めに、NO1について、上程いたします。
農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。暫時休憩します。(〇〇委員退席)
再開します。
NO1について、事務局から説明願います。
- 事務局
(上仙係長) 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。

平成29年11月29日提出、蘭越町農業委員長名。

その1、貸主は〇〇〇さん相続人〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇 外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。契約期間は昭和59年4月27日から昭和62年3月3日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成29年11月21日、土地引渡の日は平成29年11月30日です。解約の理由は、経営規模を縮小するため、解約するものです。

議長 NO1について、担当委員の補足説明をお願いします。

8番 (山田委員) 内容は事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇川から〇〇発電所にかけた、〇〇さんと〇〇さんの間にある土地です。よろしくをお願いします。

議長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議長 質疑なしと認めます。
本案のNO1は原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 NO1は原案のとおり受理することとします。
暫時休憩します。(〇〇委員着席)
再開します。

次に、NO2からNO5について、一括上程いたします。事務局から説明願います。

事務局 (上仙係長) その2、貸主は字〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇の内 外〇筆 田が〇〇, 〇〇〇㎡、畑が〇, 〇〇〇㎡です。契約期間は平成22年8月2日から平成32年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成29年11月15日、土地引渡の日は平成29年11月30日です。解約の理由は、経営規模を縮小するため、解約するものです。

その3、貸主は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地

〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇 外〇筆 田で〇, 〇〇〇㎡です。契約期間は平成13年12月26日から平成16年12月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成29年11月22日、土地引渡の日は平成29年11月30日です。解約の理由は、経営規模を縮小するため、解約するものです。

その4、貸主は〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番 外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。契約期間は平成21年6月30日から平成26年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成29年11月21日、土地引渡の日は平成29年11月30日です。解約の理由は、経営規模を縮小するため、解約するものです。

その5、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇 外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。契約期間は〇〇〇番〇から〇〇〇番〇〇が平成4年11月30日から平成14年12月31日、〇〇〇番〇と〇〇〇番〇が平成29年4月27日から平成34年12月31日までで、いずれも農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成29年11月21日、土地引渡の日は平成29年11月30日です。解約の理由は、経営規模を縮小するため、解約するものです。

議 長

NO2からNO5について、順次、担当委員の補足説明を願います。

12番
(樫委員)

〇〇〇さんが経営規模を縮小するため、解約するものです。場所については、〇〇の〇〇〇橋があるのですが、その左側にある土地と〇〇-〇については、〇〇〇さんの住宅の周りの土地です。詳細については、事務局の説明のとおりです。よろしくお願いいたします。

3番
(安田委員)

内容は事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇〇さんの自宅に行く前に、〇〇〇さんの元の住宅と倉庫がございますが、その町道を挟んで向かいにあたります。よろしくお願いいたします。

16番
(伊藤委員)

番号4番と5番の件です。内容については事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇〇号線を〇に向かって、右側の川沿いのほうにある田んぼ〇筆とその手前の山側の沢にあるのですが〇

枚、これが4番の件です。5番の件ですが、同じく道道の川側に○枚と手前の沢の方に○枚です。以上です。よろしくお願ひします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。
 本案のNO2からNO5は原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 NO2からNO5は原案のとおり受理することとします。
 日程第5 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
 NO1からNO2について、一括、上程します。事務局から説明願ひます。

事務局
(上仙係長) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定及び所有権の移転をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成29年11月29日提出。
 蘭越町農業委員長名。

 その1、貸主は字○○○番地○○ ○○○さん、借主は字○○○番地○○ ○○○さん、土地は字○○○番○ 外○○筆、田が○○, ○○○. ○○㎡、畑が○, ○○○㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。貸借理由は、後継者に経営を譲渡するため、後継者に農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は○○○です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成39年11月30日までです。別紙、調査書をご覧願ひます。

 ○○○さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、経営移譲に伴う世帯内の貸借であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

その2、貸主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇 外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、返還された農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇, 〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成32年11月30日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は返還され耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議長 NO1からNO2について、担当委員の補足説明を願います。

2番 (近藤委員) 場所については、〇〇〇の真向かいにありまして、〇〇を挟んで両側にある土地であります。住宅の裏側は一段低いところの家の周りになっております。〇〇〇さんは大学を卒業して〇年、農業を手伝って〇年目で、現在〇〇歳、〇〇〇を連れて帰ってきてまして、昨年から本格的に農業に力を入れております。2番の件ですが、私が解約した土地を〇〇〇さんが引き継ぐことになりました。1番と2番については、以上であります。

議長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議長 質疑なしと認めます。

本案のNO1からNO2については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長

本案のNO1からNO2は、原案のとおり決定し、許可することとします。

次に、NO3について、上程いたします。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇〇委員の退席を求めます。暫時休憩します。(〇〇委員退席)

再開します。

NO3について、事務局から説明願います。

事務局
(上仙係長)

その3、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇の内 外〇筆、田で〇, 〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、経営規模を縮小するため、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇, 〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成32年11月30日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は経営規模を縮小し、耕作しない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

NO3について、担当委員の補足説明を願います。

8番
(山田委員)

内容は事務局の説明のとおりです。場所については、〇〇委員の自宅の横にあたる〇枚でございます。よろしく申し上げます。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。

本案のNO3については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO3は、原案のとおり決定し、許可することとします。
暫時休憩といたします。(〇〇委員着席)
再開します。

次にNO4について、上程します。事務局から説明願います。

事務局
(上仙係長)

その4、譲渡人は〇〇〇番地〇 〇〇〇、譲受人は〇〇〇番地
〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。権利の
区分は所有権の移転です。譲渡理由は、譲受人の圃場の中にある
町有地を売り渡すものです。成立する法律関係は売買、価格は〇
〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇, 〇〇〇円です。権利
移転の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧願
います。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては
、申請地は、譲受人が経営する圃場の中にある土地であり、農地
の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効
率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1
号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしま
した。

議 長

NO4について、担当委員の補足説明を願います。

13番
(西元委員)

詳細に関しましては、事務局の説明したとおりでございます。
場所につきましては、〇〇〇さんの住宅の前の町道の反対側に町
道沿いにある土地でございます。よろしく願います。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。

本案のNO4については、原案のとおり決定してよろしいでし
ょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO4は、原案のとおり決定し、許可することとします。

日程第6 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1について、上程いたします。事務局から説明願います。

事務局
(上仙係長)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第5条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成29年11月29日提出。蘭越町農業委員長名。

貸主は、〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、借主は、〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇株式会社 〇〇〇支店 〇〇〇作業所 所長 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇の内 田で〇, 〇〇〇. 〇〇m²です。農地の区分は農用地区域外の第2種農地です。権利の種類は賃貸借、賃借料は一時転用期間中〇, 〇〇〇, 〇〇〇円です。申請の理由は〇〇〇線、〇〇〇他の本工事施行のための基点となる事務所及び宿舍他用地として使用するため、一時転用するためです。別紙、調査書をご覧ください。

第2種農地に判断した理由としては、概ね〇〇〇m以内に〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇があり、〇〇〇に近い農地である。また、第3種農地には該当しないため、第2種農地と判断いたしました。

この土地は、平成26年に一時転用の許可が出ております。農用地区域内の一時転用は3年以内となっておりますので、7月に開催しました第1回総会におきまして、農用地区域の除外の協議がされております。今回、11月2日付けで農用地区域の除外がされ、事業計画の変更を行い、平成34年7月まで一時転用の延長を行うものであります。

一時転用は3年となっておりますが、北海道農地法関係事務処理要領におきまして、事業計画に定められた完了時期から3ヶ月以上経過してもなお転用事業が完了していない場合、許可申請書に記載された事業計画の変更を行えば、当初の転用目的を実現する見込みがあると認められるものについて、転用事業者に対し、事業計画の変更手続きを執らせるよう指導するとあり、変更後の事業計画に従って、実施されることが確実であると認められる場合、完了時期まで延長することができるとされております。

2番
(近藤委員)

一時転用は先程事務局が説明しましたように3年という事ですが、事業が完了するまで継続的に一時転用ができるということで、

事務局のほうで農業会議と協議して、確か工期が〇年、継続して転用となりましたので、よろしくをお願いします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。
本案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 本案については、原案のとおり決定し、許可することとします。
日程第7、議案第4号農地法第6条第1項の規定による報告についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局
(上仙係長) 議案第4号 農地法第6条第1項の規定による報告について、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から提出のあった事業報告について、各要件の確認を求める。平成29年1月29日提出、蘭越町農業委員長名。

平成29年1月20日付けで〇〇〇〇〇から平成28年1月1日から平成28年12月31日事業年度、平成29年1月21日付けで〇〇〇〇〇から平成27年7月1日から平成28年6月30日、平成28年7月1日から平成29年6月30日事業年度の農地所有適格法人報告書の提出がありました。内容については、記載のとおりとなっております。事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、いずれの法人も各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただ今事務局から説明がありましたが、各項目毎の要件を確認することといたします。

報告内容について、質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。今回提出のあった、農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしている

ものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

本案については、原案のとおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

日程第8、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。NO1からNO5について、上程いたします。事務局から説明願います。

事務局
(上仙係長)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成29年11月29日提出。蘭越町農業委員会会長名。

その1、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地 〇〇〇〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番 外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成29年12月11日、対価の支払期限は平成29年12月10日です。価格は総額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇, 〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借り受けしていた農地を買い受けするものであり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

その2、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇 〇〇〇〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇 外〇筆、田が〇, 〇〇〇㎡、畑が〇, 〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年12月6日から平成30年12月5日までの1年間です。価格は〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が〇〇, 〇〇〇円、畑が〇, 〇〇〇円です。貸付理由は、耕作者の希望により、農地の貸し付けを継続するものです。別紙、

調査書をご覧願います。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その3、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年12月6日から平成39年12月5日までの10年間です。価格は〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇, 〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧願います。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その4、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇 〇〇〇さん外〇名、土地は字〇〇〇番 外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年12月6日から平成34年12月5日までの5年間です。価格は〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇, 〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧願います。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その5、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番 外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年12月6日から平成39年12月5日までの1

0年間です。価格は〇〇〇、〇〇〇円、10a当たりの価格は、
共済水張面積価格〇〇、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難
であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧
願います。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件
としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機
具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率
的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口
から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断い
たしました。

議 長

NO1からNO5について、担当委員の補足説明を願います。

12番
(椿委員)

1番と3番について説明します。今まで〇〇〇に貸し付けして
いた土地、この度売買することになりました。詳細については、
事務局説明のとおりでございます。

先程1号議案に出てきた、〇〇〇さんと〇〇〇さんが解約した
土地でございます。それを〇〇〇さんが借りる件であります。〇
〇〇さんについては、〇〇〇さんも一生懸命農家をやっているま
して、我々〇〇〇地区も期待しているところでございます。内容に
ついては、事務局説明のとおりでございます。よろしく願いい
たします。

10番
(杉本委員)

2番について説明します。内容については、事務局の説明のと
おりであります。場所については、〇〇〇から〇〇〇に向かい〇
〇〇手前右側の土地になります。よろしく願いいたします。

13番
(西元委員)

4番と5番に関しまして、ご説明申し上げます。内容に関しま
しては、事務局の説明のとおりでございます。4番の場所ですが、
〇〇〇の会館から山の方に入って行きまして、〇〇〇さんの住宅
がございまして、道路を挟んだ向かい側の〇団地。それからまだ奥
に進みまして、もう〇団地でございます。

5番についてですが、場所については、〇〇〇から〇〇〇に抜
ける町道がございまして、その町道、〇〇〇から行きまして左側、
一団地挟んで奥の方になる一角でございまして、よろしく願いい
たします。

全委員

異議なし。

議長

〇〇委員の推薦を承認し、その旨、町に通知することといたします。

暫時休憩します。(〇〇委員着席)

再開します。

日程第10 報告第1号農地法第30条に基づく利用状況調査結果について、事務局から報告願います。

事務局
(谷口局長)

報告第1号農地法第30条に基づく利用状況調査結果について、平成29年11月29日提出、蘭越町農業委員長名。

今日皆さんの方にお配りした資料の中で利用状況調査リストというのが、ご用意してありますのでお手元にご用意いただきたいと思えます。まず見ていただきたいのが、上の項目のところで現況28、現況29というのが載せてございます。現況28のところではAと入っているのが昨年度遊休農地として判断した所でございます。現況29のところでは非農地、農地、遊休農地と3パターン書かれております。非農地というのは山林化、原野化されているということで農地ではないという判断がされたところです。農地と記載されているところは、農地として活用できる、されているということです。遊休農地と記載されているところが、再生すべきと判断した農地ということで、ご理解いただければと思えます。最後のページをご覧ください。最後のページの後ろのところに数字を載せてありますけれども、遊休農地としては12.7haとなっております。非農地が約15.5ha、ということでまとめさせていただきました。これからの手続きということになるのですが、遊休農地については、利用意向調査を本人に対して、今後、来年に向かって農地経営していただきたい、方法としては自分で作る方法とか、ちがう農家の方に作っていただく方法があるのですが、どうしますかということで意向調査をやることになっています。ちなみに28年度の遊休農地は、約14haでありましたので、若干今回の調査で減ったという結果になっております。あと非農地として判断された部分については、どのように精査していくのかという部分については、もう少し事務局で詰めさせていただいて、今後皆さんの方にお諮りしたいと考えていますので、よろしく願います。まずは、調査結果をご報告させていただきました。以上です。

議 長

日程第11 報告第2号平成29年度後志地方農業委員会連合
会視察研修について、近藤委員から報告願います。

2番
(近藤委員)

10月31日から1泊2日で行ってまいりました。参加者は、私と安田委員、高山委員、局長の4名で31日から11月1日までということ。1日目は夕張まで行き、研修場所が4カ所、初日2カ所、次の日2カ所ということで結構ハードな研修でありました。1日目は国営事業で夕張市のユーパロダムを見学いたしました。ここは国営で6市5町の農地約29,000haのかんがい排水していると、それと4市3町、29,600㎡の水道水に対応しているということでもあります。それと水力発電がありますが、28,470kw。この事業費は約1700億で事業開始が平成3年であり、完成が平成23年で20年掛かっているということでもあります。それが初日の1カ所で、2カ所目は札幌開発建設部の月寒の庁舎へ移りまして、国土交通省の災害時における、緊急時に出動する、無人のGPS付きの機械とかポンプ車、パワーショベル、そういうものが緊急時に対応するというような、作業車とか土のうを作る車などを見させていただきました。それが終わり、その日は札幌に泊まり、懇親会を行いました。2日目は、札幌市の北海道農業研修センターに行きまして、国立研究開発法人ということで、農業の食品産業技術研究機構ということで、いわゆる水田、酪農、畑作物の研究とか気象状況とか、全般の生産環境、それから土壌管理とかの研究、そういう省力化の研究をやっているということでもあります。4カ所目ですが、恵庭市の道央農業振興公社ですが、平成13年に5農協が合併し、千歳、恵庭、北広島、江別、野幌が合併して、広域財団法人を立ち上げ、耕地面積が1700ha、正組合が755戸、準組合が16,076戸、職員が365名で、公社が設立したのが平成17年5月、運営を支援するのが、JA道央と江別市、千歳市、恵庭市、北広島市ということでもあります。業務内容ですが、担い手の育成、農用地の利用調整、生産性向上の安心・安全な農産物の生産支援、農業の労働力の支援、市営牧場の管理の受託、新規就農研修のバックアップ体制ということで、研修状況、就農状況をやっているということで、平成20年から平成29年までは49戸の新規就農が就農しているということでもあります。蘭越も新規就農が増えていますが、私達にとっては最後の新規就農のバックアップ体制に非常に興味を持って、私も質問させてもらい、局長の方からも質問し

ておりました。以上であります。

議 長

日程第12 報告第3号平成29年度農地専門委員会道外視察研修について、吉田委員と伊藤委員から報告願います。

11番
(吉田委員)

11月6日、7日に道外研修に行っていました。行先は、新潟県と富山県の2カ所です。私の方からは新潟県胎内市における育苗施設の作業委託について報告いたします。JA胎内市農協の方に研修に行っていました。育苗施設の作業受託組合の運営についてお話を聞いてまいりました。JA胎内市の概要について説明します。JA胎内市は、平成26年に旧JA中条町とJA黒川村が合併し、1つのJAとなりました。JAの規模としては、組合員数が正組合員3,150人、準組合員1,917人、合計5,067人になります。耕地面積は水田3,312ha、畑500haであります。育苗施設の受託組合は、昭和56年に設立され、現在の組合員は29名で構成されておりまして、作業体制は4班体制によるローテーションで各班3名から4名が作業を行っている状況でした。場合によっては組合員以外の作業員を雇用して作業を行うこともあるそうです。実績ですが、平成29年の苗の出荷量は162,372枚で1枚当たりの販売価格は660円という報告がありました。私の方からの報告は以上です。

16番
(伊藤委員)

2日目の視察研修ですが、魚津市の米工房ジャスミンというところへ行ってきました。代表の小林由紀子さんに説明を受けました。この小林さんは、農家の娘さんで約40丁程作っている農家の娘さんだそうです。当時、子どもをおんぶしながら農家の仕事をしてた訳ですけれども、そのうちに網下の米が勿体ないということで、何かやることはないかなということで米粉を作ってパンを作るということを思いついたようです。当時は網下米を使っていたのですが、新規需要米で米粉用の米を作って、それを実家から実質いただいているような状態で作っているそうです。年商が2千万円ほどあるそうで、売り方としては自分のお店、あとは直売所、朝市、病院の売店、サービスエリア、富山市のスーパーなどに置かせていただいているそうです。スーパーなどに置かせてもらっているのは、23%ほど手数料を払っているのですが、従業員を雇っているよりは大変安くできるという事で、1人当たりの客単価2,000円ぐらいになっているということです。この小林さんですが、魚津のパン屋さんという映画にも出演してい

るということです。小林さんは人と人とのつながりをとても大切にしながら経営にあたっているという方ですので、販売方法とかも教えてもらいましたけれども、蘭越町も米粉まではいかなくても、第6次産業を起こさせるような、参考になればと思ってきました。以上です。

議 長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

これをもって第5回農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時40分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩